

られないか、また何か考えるべきであるかないか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午前十時三十九分 休憩

午前十時五十六分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役（古谷徳男君） 自席から御答弁申し上げます。

ただいまのこの児童遊園についての所管の区分的な問題、そういったことで、御質疑があったわけでございますけれども、これについては、庁議でやったのかやってないのかということでございますが、先立つての質井議員さんからの御指摘がありました位置づけについては、庁議を開きまして、こういった目的をはっきりさせるべきだと、こういうことで、今回の条例の一条を改正させていただいたわけでございますが、ただいまおました建設なり福祉の関係なりそういった内部の関係でこれらが競合する点もあるわけでございます。これらについては、この児童遊園に限らず、ほかの事業等にも幾らか関連もござります。さしあたってこれらについては、内部で調整をいたしまして、規則なりそういったものを整備すべく、これから内部

で調整いたします。

以上でございます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は建設委員会に付託されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五議案第八十八号福生市老人福祉手当条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君 登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指召をいただきましたので、議案第八十八号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本案につきましても、東京都の条例の一部改正がありまして関係で、福祉手当の支給額を引き上げまして、本制度の充実を図るために改正しようとするものでございます。

第三条は手当の額でございますが、これは六十五歳以上の老人の方で、常時臥床の状態、またはこれに準ずる状態が六ヵ月以上継続しているもの、及びこれに準ずるような方々に支給するものでございます。現行では一万二千五百円でございますが、これを一万三千五百円に改めようとするものでございます。

なお、該当者は八十人ございまして、要する経費は十六万円でございます。施行日は五十六年の十月一日からといたしまして、経過措置といたしまして、改正後の規定は五十六年の十月分の手当から適用し、同年九月以降の分につきましては、なお従前のとお

りとするところでございます。

はなはだ推駁な説明でございますが、御審議をいただきましたとして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議八十七 議八十八 議八十九 第三定 第二目 議八十四 議八十五 議八十六

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第六議案第八十九号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について 提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 田村忠雄君 登壇）

○福祉部長（田村忠雄君） 御指召をいただきましたので、議案第八十九号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

本条例につきましても、東京都の条例の一部改正に基づくものでございまして、支給額を引き上げまして、制度の充実を図ろうとするものでございます。

第三条はやはり手当の額でございます。この手当は精神薄弱の程度が中度以上、それから身体障害者につきましては、二級以上、それと脳性麻痺及び進行性筋萎縮症を有する方々に支給するものでございます。現行七千五百円を八千円に

改めようとするものでございます。該当するものは百七十四人ございまして、要する経費は十七万四千円でございます。

附則につきましては、施行日が五十六年十月一日から、経過措置といたしまして、改正後の規定は五十六年十月分の手当から適用いたしまして、九月以前の分につきましては、なお従前どおりとするということでございます。

はなはだ難駁な説明でございますが、御審議を賜りまして、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十九号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 第十 議九十一 議九十二 登訂正 議九十三 議九十四 議九十五

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七議案第九十号福生市災害弔慰金の支給及び

災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君 登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第九十号福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、これは災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸

付けに関する法律及び同施行令の一部が改正されたことに伴いまして、本条例を改正しようとするものでございます。

内容でございますが、五条は災害弔慰金の額でございますが、現行では死亡者一人当たりの額は、生計を維持しているものにつきましては二百万円と規定されておりますが、これを三百万円に引き上げようとするものでございます。それから生計を維持していたもの以外の方の場合には百万円とありますものを百五十万円に改めようとするものでございます。

それから十条は援護資金の限度額でございますが、災害にかかわる一世帯当たりの額を現行では百三十万円と定めてございますが、これを百八十万円に改めようとするものでございます。

なお、表につきましては、被害の種類及び程度の区分によりまして、それぞれ額が定められているわけでございますが、新しく加わった部分もございしますので、全部を改めようとするものでございます。(一)の世帯主の一月以上の負傷の場合には現行四十万円を六十万円に、(二)の家財等の損害の場合、三分の一以上損害があった場合は現行は四十万円でございますが、これを六十万円に、それから住居の半壊の場合、現行の五十五万円を八十万円に、それから住居の全壊の場合、これはエが新しく加わっておりますので、エの場

合を除くということになっております。これは同じ全壊でも豪雪、あるいは土砂等で押しつぶされたような場合に形がそこに残っているような場合には全壊の場合です。これは現行では九十万円を百二十万円に改めようとするものでございます。

それから住居全体の滅失、流失の場合の工が加わったわけでございますが、これは鉄砲水、あるいは河川のはんらん等で流されてしまひまして形がなくなつたような場合でございます。百八十万円と定めようとするものでございます。それから(3)で(1)と(2)が重複した場合でございますが、(1)は世帯主の一月以上の負傷と家財の三分の一以上の損害の場合ですが、これは現行八十万円を百二十万円に改めようとするものでございます。それからやはり(1)と(2)が重複した場合には現行百万円を百四十万円に改めようとするものでございます。それから、(1)と(2)のウが重複した場合には百三十万円を百八十万円に改めようとするものでございます。それから(4)でございますが、これは全面的に改められまして、現行では住居の全体が損壊し、もしくは流失し、またはこれと同等と認められる特別の事情がある場合は百三十万円と定められておりますが、新しくは次のいずれかの事由の一つに該当する場合であつて被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には

アからウまで定められたわけでございますが、(2)のイの場合と申しますのは住居の半壊の場合でございます。これは百二十万円、それから(2)のウの場合にはこれは住居が全壊の場合で百八十万円それから(3)のイの場合には世帯主の一月以上の負傷とそれから住居の半壊の場合でございます。これが百八十万円と定めようとするものでございます。

附則におきまして、施行は公布の日から施行いたしましたして、改正後の規定につきましては、貸付けに関する条例の規定は昭和五十五年の十二月十四日以降発生した災害から適用するというふうに定めようとするものでございます。ただこの十二月十四日と定められた理由は、昨年から本年の冬にかけてまして、東北地方の豪雪がありましたのです。その豪雪の災害に適用するために十二月十四日と定めたようでございます。はなはだ推駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案九十号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案九十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八議案第九十一号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君 登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第九十一号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法の一部が改正されたこと及び本年の六月一日からの医療費の改定によりまして療養給付費の増加が見込まれ、財源に不足を生じること並びに限度額を低く抑えておきますことは、低所得者や中間層の税負担が非常に重くなる結果となりまして、応能の原則の面からも好ましくない。また国の調整交付金等にも影響を及ぼしますので、本条例を改正しようとするものでございます。

内容でございますが、二条は課税限度額の規定でございます。現行の規定では十九万円になっておりますが、地方税法では本年度の改正で二十六万円に引き上げられております。限度額につきましても、国からの地方税法の規定する額まで引き上げるよう強い指導もされております。提案理由で申し上げました通りの内容でございます。これを二十四万円に改めたいということでございます。

なお、附則に特例を設けるわけでございますが、これは十二条の低所得者の税の軽減の規定でございます。法三十四条の二の規定は、これは市町村民税の基礎

控除の額でございます。国保税につきましては、この額を基準にいたしまして、これ以下
の所得の方は均等割り、平等割りを減額をしているわけでございますが、本年度
は市町村民税の基礎控除の額が引き上げられなかった関係で、国保税に限りま
して、低所得者の税の軽減を図るために五十六年度分に限って二十二万円を二十三万
円にしようとするものでございます。

附則で施行日は公布の日から施行いたします。経過措置といたしまして、改正後の
規定は五十六年度分の国民健康保険税から適用いたします。五十五年度分までの
国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとでございます。

なお、本件につきましては、八月二十六日の国保の運営協議会で御承認をいたしてい
おりますので、申し添えておきます。

はなはだ難駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、御可決賜り
ますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第九十一号については、厚生委員会に付託され
んことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出さ
れましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は厚生委員会
に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第九議案第九十二号 昭和五十六年度福生市一般会計
補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)

○企画財政部長(生子国利君) それでは議案第九十二号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に今回の補正予算の骨格と申し上げますが、一応申し上げますが、まず歳入面におきましては、市税において譲渡所得の伸びと償却資産の確定、それと地方交付税の確定、特に今回寄附金として福生市宅地開発指導要綱に基づく寄附金が新たに入っております。

なお、仮称第八小学校用地の購入措置を図るために基金の取り崩しを行います。

なお、繰越金としての確定が、ほぼ確定いたしましたので、これらの収入をもって今日の補正を組んでおります。

歳出におきましては、歳入で申し上げましたとおり、仮称第八小学校の用地の買収費が主なるものでございまして、今後庁舎の増築等を考慮いたしまして、庁舎増築基金積立金への充当、それから六月期における職員の手当の支

給額に対する予算差額等の補正、なお、工事といたしましては、市営水泳場の整備に関する工事が主なる骨格というふうになっております。

それでは、予算書について、内容に入って説明申し上げます。

まず、一ページをお開きいただきたいと思いますが、一ページにつきましては、総則でございます。既決予算額九十六億一千四百六十五万九千円に今回歳入歳出それぞれ十二億六千八百八十八万四千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を、百八億二千五百五十四万三千円と定めようとするものでございます。第二条におきましては、後ほどまた説明は申し上げますけれども、今回地方債の変更を行うというものでございます。

次に、ページの二ページをお開きいただきたいと思っております。

まず市税につきましては、七千七百七十一万円を追加し、三十五億八千七百一十一万二千円といたしたいと思っております。それにつきましては、まず市民税について、六千五百六十七万七千円の追加補正でありまして、これは譲渡所得の伸びによります増収と相なっております。その他は滞納繰越分の調定増を見込んでございます。

次に、固定資産税につきましては、一千七十六万六千円の追加補正であり、償却資産税の確定による収入七百万円と日本国有鉄道並びに日本電信電話公社の納付

金が確定されたことによる増加分が二百三万七千円、それから滞納繰越分の調定増と相なっております。

次に、都市計画税につきましては、六十九万八千円の追加補正でありまして、これは滞納繰越による調定増と相なっております。

次に、地方交付税でございますが、今回普通地方交付税の確定がなされまして、一億七千六百五十二万九千円の追加補正額と相なった次第でございます。したがって、五十六年度の普通交付税の確定総額は十一億八千五百三十三千円でございますが、このうちには西多摩衛生組合関係分の交付額八千八百五十七千円が当市の普通交付税の中に入っております。実質的には当市は十億九千二百九十九万六千円でございます。

さらに、この中の交付税から算定されます、後ほど御説明申し上げますけれども、約消費費としての委託金が二億七千七百ばかりを支払うようになっております。

次に、国庫支出金につきましては、十四万七千円の追加補正であります。まず国庫負担金においては、横田基地内に建設される高層住宅によるテレビ障害の除去のための共同受信施設設置工事負担金として障害調査設計費の六十万円の追加補正でございます。

国庫補助金につきましては、四十五万三千円の減額補正であります。これはシルバー人材

センター高齢者事業国運営補助金の算定基準額の決定による当初予算との計数整理による減額が主なもので、その他は市営住宅建てかえ推進事業の補助金と相なっております。

次に都支出金につきましては五百三十六万四千円の追加補正でありまして、その内訳として都負担金百五十万三千円につきましては、主たるものは児童育成手当負担金の改定による増加分の百十六万九千円と、身体障害者福祉手当、老人福祉手当の改定増額による負担増であります。

次に、都補助金につきましては、三百八十六万一千円で、市道整備といたしまして、新たに舗装補修事業が認められましたので、その事業に対する補助金二百十万円、それからシルバー人材センター高齢者事業国運営費の算出基準が確定いたしました関係による補助金の追加補正でございます。

次の財産収入につきましては、冒頭予算編成の前に申し上げましたとおり、仮称第八小学校用地購入のための積立基金の取り崩しにより生ずる利子で、これは積立基金は条例で定められておりますとおり、有利な方法で保管するということになっておりまして、当市としては、金融機関に定期預金をしております関係上、五十七年度が定期預金の期限が切れ

ることになっておりますけれども、それを繰り上げてここで解約いたしますので、その中間におけるまでの利子がここで生じたわけです。三百八十五万六千円が増になりました補正する次第でございます。

次に寄附金が三千八百九十二万七千円追加補正でございますが、御承知のとおり本町三町内の島田葬具店の東側に建設中の高層マンションに対して福生市宅地開発指導要綱に基づいての一般寄附金であり、寄附者はハイネス恒産株式会社と相なっております。

次に繰入金につきましては、特別会計繰入金五十四万九千円でありまして、福生土地区画整理事業特別会計において、加美平事業の精算金を一般権利者に対して一括払にするための一般会計よりの立てかえいたしました資金が毎年度返還になってくるものでございまして、これは当年度においても、また五十九年度まで続きます。

次に、基金の繰入金でございますが、八億二千四百五十八万六千円の追加補正であります。仮称第八小学校建設用地買収に伴う基金の取り崩しによる基金繰入金が主なるものでありまして、今回取り崩しにより基金残金は六百三十七円と相なります。これらにつきましては、歳出の方でまた御説明を申し上げたいと思っておりますが、基金の取り崩しはこの額をもって

取り崩しております。

次に、繰越金でございますが、八千八百十四万八千円の追加でございますが、五十五年度決算見込みにより繰越金が判明いたしました関係で追加補正するものでございまして、五十五年度の繰越総額は、一億三千八百十四万八千六百五十一円と相なる次第でございます。

次に、諸収入につきましては、六十万七千円の追加補正でありまして、これは前年度の生活保護法に基づく生活保護費及び入院助産措置費の精算による過年度収入でございます。

次に市債につきましまして、八百九十万円の減額補正でありまして、この減額は本年度計画によります多摩工業高校北側の新設道路用地買収に伴う買収面積の減少によります関係の起債対象の減額でありまして、以上の歳入補正額でございます。全体的に十二億六千八百八十四万円を歳入総額で百八億二千五百五十四万三千円と相なる次第でございます。

次に、歳出について、御説明申し上げたいと思っております。

三ページをお開きいただきます。まず議会費におきましては、二百五十五万六千円の追加補正で議員並びに職員の方の六月期支給によります期末勤勉手当の補正内容でございます。